

# 横浜市型預かり保育は、 育児休業中の方は利用対象外です。

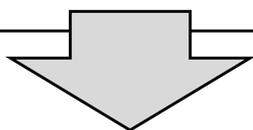
育児休業を取得した際は、  
速やかに園に連絡をしてください。

また、30条2号（3号）認定を取得している場合は、  
園のある区役所で認定変更の手続きをしてください。

利用可否は  
コチラでも  
確認できます。



30条2号（3号）認定 （認定事由が育児休業）	30条2号 （3号）認定 （育児休業以外）	保護者どちらかの 就労、介護、通学が 月48～64時間未満
市型預かり保育の利用 <b>対象外</b>  <u>園独自の預かり保育を 利用できる場合があります。</u> （利用料がかかります。） 預かり保育の利用可否や金額については、 園に必ず確認してください。	市型預かり保育の利用対象  （月48～64時間未満の就労でも、 <u>育児休業中の 場合は市型預かり保育の対象外です。</u> ）	



育児休業の認定事由で30条2号（3号）認定をお持ちの方が、  
園独自の預かり保育を利用した場合、横浜市に無償化の請求をすると  
上限額の範囲内で無償化給付を受けられます。

認定	上限額/月	給付額 ①、②のいずれか低い額を 上限額の範囲内で給付します。
30条2号 （3～5歳児）	11,300円	①450円×預かり保育利用日数
30条3号 （満3歳児）	16,300円	②施設に支払った無償化対象費用 （利用料）

詳しくは横浜市HP「[幼児教育・保育の無償化](#)」をご確認ください。  
請求方法については横浜市HP「[施設等利用費の請求方法（保護者向け）](#)」→  
をご確認ください。

